

# 退職給付債務計算受託サービス ～原則法への移行サポート～ (社会福祉法人向け)

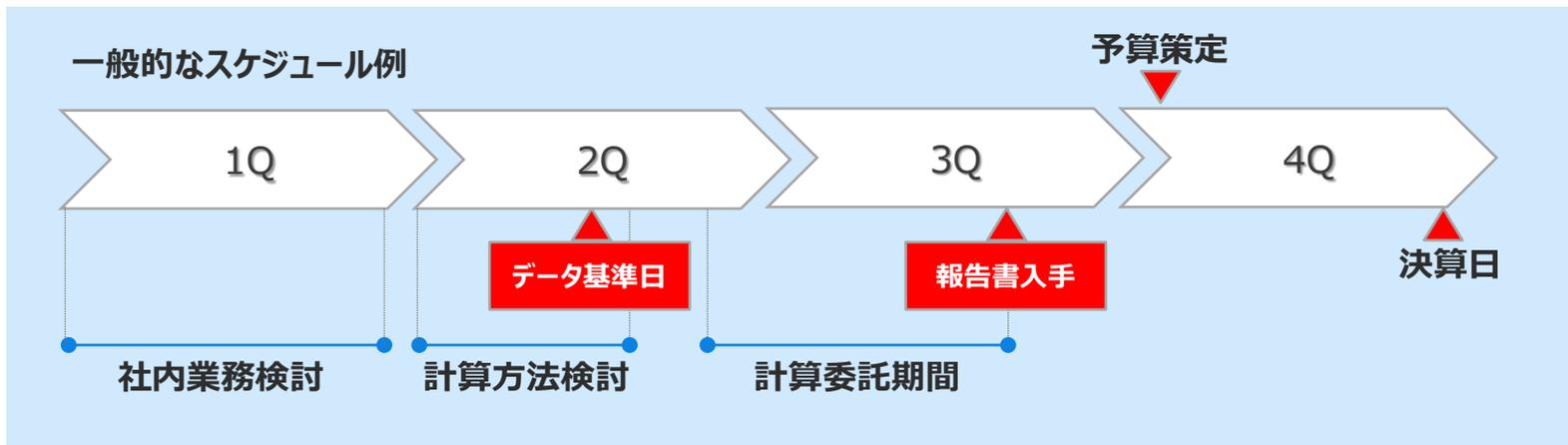
---

株式会社大和総研

原則法へ移行する際に、検討すべき主な内容についてご説明します。

## 1. 計算スケジュールを策定する

原則法では複雑な見積もり計算を伴うため、外部の計算機関に一部業務を委託することが一般的です。外部委託先とのやり取りや、次年度予算策定のタイミングとの兼ね合いから余裕を持ったスケジュールを考えておく必要があります。



## 2. 外部委託先を選定する

外部委託先を選定する際は以下を満たしている業者をお奨めします。

### Point

- ① 経験豊富なコンサルタントに直接相談ができる体制が整っていること
- ② スケジュールや取締役会説明資料の作成など、要望に応じて柔軟な対応をしてもらえること
- ③ 割引率等の計算前提条件を自由に変更して試算できる計算ソフトを提供してもらえること
- ④ 当該業務に関する内部統制報告書の準備ができていること

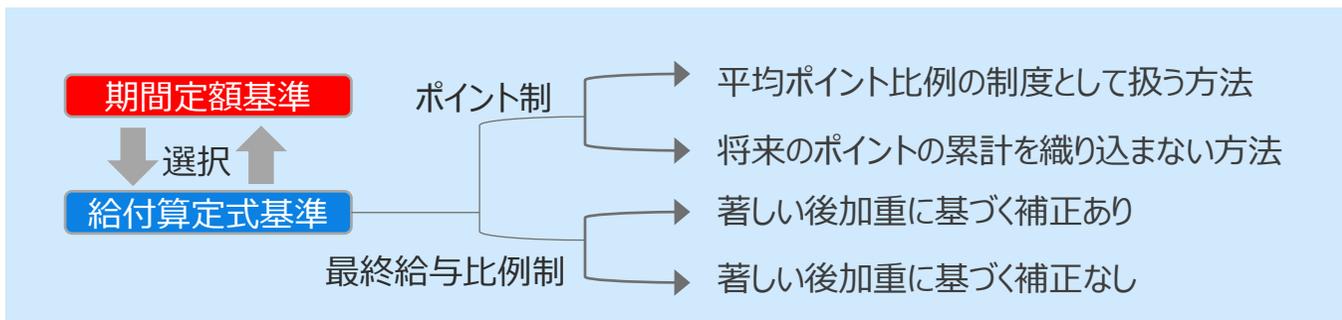
平成29年度より、特定社会福祉法人に会計監査人の設置義務が課せられるため、民間企業と同様に会計監査人より外部委託先の内部統制を把握すること、すなわち内部統制報告書の入手が求められる可能性がある。

## 3. 計算方法の選択

外部委託先の決定後、以下の計算方法を検討していきます。定量的な差や実務運営について確認しながら、最適な計算方法を決めるために、外部委託先のコンサルティングの活用をお奨めいたします。

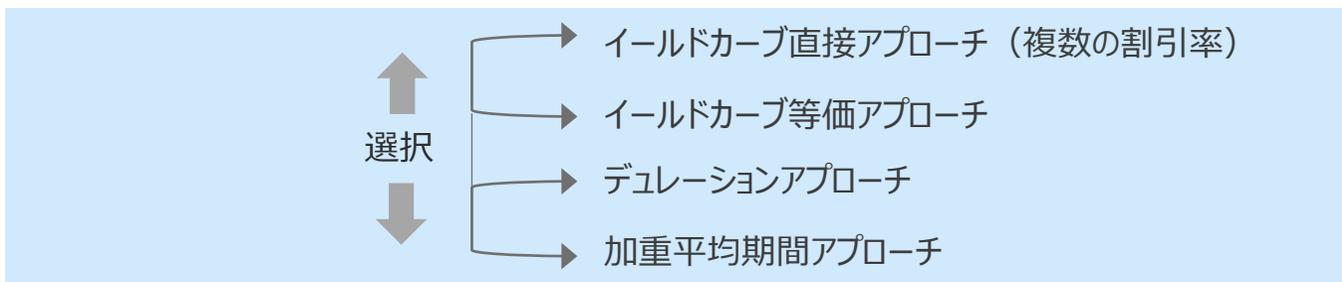
### ① 給付の期間帰属をどのような方法で行うか

期間定額基準と給付算定式基準から選択します。給付算定式基準は、制度によって複数の方法がありますので、事前に自社の制度に合致する方法を確認しておく必要があります。



### ② どのようなアプローチで割引率を設定するか

割引率は、以下の4つから選択しますが、原則、一度選択した方法を変更することはできません。そのため、すべての選択肢について、その定量的な差や実務運営について確認しておく必要があります。



大和総研が  
サポートいたします

# 大和総研の退職給付債務 計算受託サービス

大和総研では、原則法へスムーズな移行ができるような万全の体制でサポートいたします。原則法への切り替えには、法人内業務の整備・定量的な影響把握・会計監査人への説明等、様々な検討すべき事項や課題が存在しますが、経験豊富なコンサルタントがお客様と一緒に、問題解決に対応していきます。

## ■ サービス内容

担当アクチュアリーによる計算結果の報告

ISAE3402・SSAE18に準拠した内部統制報告書の提供

変動要因の分析やキャッシュフローの将来予測が可能な計算ソフトの提供

## ■ 大和総研の強み

- 担当アクチュアリーと直接コンタクト可能なサービス体制
- 証券系シンクタンクとしての豊富な知見をコンサルティングやアドバイスに活用
- 内部統制報告書の提出により、当該業務に関する会計監査人対応の手間を解消
- 計算ソフトの提供により、法人内でノウハウや知見の蓄積が可能に

## ■ 大和総研の実績

- 2008年から当該業務に関する本格的なサービスを開始
- 官公庁や公共団体、民間企業、地方独立行政法人の病院等から多数の委託を受けております
- 社会福祉法人の退職給付債務計算実績もあります